

### 筑紫女学園大学リポジト

A History of the Hongwanji School in the Myosho-ji Tempe Historical Documents:Part Two Appendix: A Transcription of the History of the Myosho-ji Temple

メタデータ	言語: jpn									
	出版者:									
	公開日: 2016-11-25									
	キーワード (Ja):									
	キーワード (En):									
	作成者: 鷺山, 智英, 小林, 知美, 樋口, すみ, 高松, 麻美,									
	SAGIYAMA, Tomohide, KOBAYASHI, Tomomi,									
	HIGUCHI, Sumi, TAKAMATSU, Asami									
	メールアドレス:									
	所属:									
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/543									

# 飯塚明正寺文書にみる真宗寺院の歴史(二)

# 附、明正寺史料翻刻(後編)

解説

髙樋小鷺

松口林山

麻す知智

美み美英

はじめに

「明正寺史料翻刻」(同誌二十六号、二〇一五年)として発表してお介する。「記録」は、冊子装、全一冊、墨付き一〇五丁、書写年代は江戸時代の史料である。「記録」の前半の翻刻は、既に『筑紫女学園本稿では「和光山明正寺記録」(以下「記録」とする)の翻刻を紹本稿では「和光山明正寺記録」(以下「記録」とする)の翻刻を紹

最後まで)を掲載する。

本稿はその続編である。

今回は、

解説と翻刻(第五十一丁裏から

明正寺について

西日本文化協会・平成元年)には次のように記されている。 『福岡県地理全誌』(『福岡県史』近代史料編・福岡県地理全誌(三)・

尉義直ト称ス。幾程ナク。当国ニ来リ。此村ニ居リ。真宗ニ帰依前ニ住シ瓜生氏ナリ。一時赤間関ニ移リ。氏ヲ改テ。伊藤左衛門テ。中本山タリ。開山ノ僧ヲ。了鎮ト云。寺説ニ。其先祖ハ。越明正寺 本堂。九間四面。寺地。六畝二十五歩。

四七

当郡嘉麻鞍手三郡ニ多シ。末寺。十三。(後略)
ヨリ与ヘラレシ馬具ヲ伝フ。寺境ニ。輪蔵。鐘楼アリ。檀越ノ家。時準如上人ヨリ。黒田長政ニ報セシ書籍二通ヲ蔵ム。又黒田忠之時準如上人ヨリ。黒田長政ニ報セシ書籍二通ヲ蔵ム。夫ヨリ四世善明ス。本願寺實如上人ヨリ。名号ヲ授リ。法体シテ。了鎮ト号シ。

まで含め九か寺が存在していた。

さ穂波や近隣の鞍手、嘉麻郡である。残りは早良郡であるが、孫末寺政二年の時点では一七か寺の末寺である。そのうち八か寺は地元であ政二年の時点では一七か寺の末寺である。そのうち八か寺は地元であ

下記の通りである。このうち興味深い事項について概説を加えていきうちの後半部分を翻刻し紹介する。「記録」(後半部分)の内容項目は山明正寺記録」と題する一冊の古文書が残されている。今回は、この明正寺は明治後期に火災に遭い古文書等も消失しているが、「和光

「記録」(後半部分)の内容項目

·結縁証拠

天明六年九月御触状写

新 国 国 国 の り の と 辺

金銀融通不宜諸国指支

・一札之事

誓詞血判のひな型

· 覚え

京都大火にて学林等類焼への寸志控え

法如上人御直命写し

・指出一札の事

拙寺へ入り込み

本山表より御触写し

諸国寺院僧侶の風俗不宜

·御巡検使御止宿次第

·法如上人御遷化

・宗旨改書物案文

覚え

態申触候

養子縁組について(宗旨改め)

村々庄屋中へ御触写し 宗旨改帳面仕立てについて

捨て子入判書物案文

・人別証拠の事

結縁証拠の事

御本山御掟之御条目、前々より被相触候処・・・

· 覚 (御礼銀御定法)

·末山添簡控

・末寺世代

·御本尊御礼銀定

·御影官職御礼控

## 二、天明六年九月御触状写し

この御触状は幕府からの通達である。内容は田沼意次の経済政策の

うちの一つである、いわゆる「貸金会所」についてである。

資金繰りに困っている大名に融資するために、全国の寺社・百姓

いる。

所」を大阪に設立し、その事務は三井組ほか複数の商人が行うとして所」を大阪に設立し、その事務は三井組ほか複数の商人が行うとして町人に対し御用金を課し、それを財源とした金融機関である「貸金会

寺社に対しては本寺・本山には金十五両を、それ以下の寺院には本

宗するということでもある。

山が取り決めた相応の出金を求めている。

改革を進めていくことになる。

立本を進めていくことになる。
ということで通達が伝達され、明正寺の記録にも留められたものである。しかし、御触状写しの最後尾に「右御触之趣ハ田沼大和守殿、私之意趣と相聞へ候、依而松平越中守殿御役付ニ成候而早速相止メニ成之意趣と相聞へ候、依而松平越中守殿御役付ニ成候而早速相止メニ成之意趣と相聞へ候、依而松平越中守殿御役付ニ成候而早速相止メニ成本にある。

# 三、宗旨改めについての御触れ写し

出来る。 藩体制において人民を統制するという重要な役割であったことが確認 漂旨改めについてのお触状の写しが複数あり、改めて宗旨改めは幕

宛てられた文書には、次のような内容が記載されている。 寛政三年二月四日付けで宗旨方から嘉麻御領分に檀家を持つ寺々へ

最近改寺せずに実家の寺に所属している者もあるので、改寺するよう場合、前々からその家の檀那寺へ改寺するという決まりであったが、御領分の町人身分において、養子縁組によって縁家の家族となった

ことも往々にしてあり得る。養子先の寺院に改寺するということは改宗の寺院に所属していたが、養子先は真宗寺院が檀那寺であるというにとしている。改寺は改宗ということも含まれる。例えば、実家は禅

場合にそれが許されるのかについて記載がない。及ばない」と特別な場合は改寺改宗しなくてよいとしている。どんな由があって、養子先の宗旨に帰属しがたい場合は、事由により改寺にところが、同年同月に宗旨方から出された別の文書には「格段の理

の分類によれば、江戸時代の寺檀制度において、一つの家族は全員が一つの寺院に帰属するというイメージが強いが、実際にはそうではない事例も存在する。民俗学で「半檀家」「片檀家」と呼ばれるもので、家族が帰属するといわれる。例えば半檀家についての分類の先駆者である最上孝敬氏の分類によれば

①一軒の家で男子の属する寺と女子の属する寺と、二つの寺がちゃん

母方に属するもの。
②他家から来た嫁がその生家の寺に所属し、その産んだ女子も同じく

の生家の寺に属するもの。
③子女はすべてその生家本来の寺に属し、他家から来た嫁だけが、そ

などが挙げられている (他にもいくつかの類型がある)。

が通例であるが、特別な理由があれば養子先の檀那寺に帰属しなくて嘉麻御領分に関する通達では、養子は養子先の檀那寺に帰属するの

したことは窺えないが、半檀家を認めている通達である。もよいとしている。この通達から嘉麻地方に半檀家という慣習が存在

史学研究室紀要』(二○○四年三月)を参照・引用した。※半檀家については朴澤直秀「半檀家論の再検討」『東京大学日本

# 四、一札之事・将軍代替わりに際しての誓詞

日、住所、寺号、法名、書判を記し、血判を押す。(西本願寺)まで出向き誓詞血判を提出する習わしになっていた。「一将軍が代替わりをしたときには、真宗においては僧侶は京都の本山

には完了させるように伝達している。

中」である。 提出するものだからである。明正寺文書のひな型の宛名は「御家老衆是のように、誓詞血判は「甚大切」なものであるが、それは幕府に

る。例えば慶伝寺文書(福岡県大野城市)には、福岡藩内の寺院にも誓詞血判に関する記録はよくみることができ

達書

#### 御末寺中

依で此段申達候也 依で此段申達候也 たのようで、急度御沙汰振も可有之候条可被得其意候、 等閑の族も有之候ハゝ急度御沙汰振も可有之候条可被得其意候、 の二候処如何の心得二候哉、甚以等閑の至候、乍然天災等有之時 のが、来酉三月迄悉皆上京誓詞可被相□候、若此上心得違 のが、来酉三月迄悉皆上京誓詞可被相□候、若此上心得違 のが、本酉三月迄悉皆上京誓詞がの出、御末寺中上京可 たの此段申達候也

庚申九月

三月までには完了するようにとの通達である。ても誓詞血判をしない僧がいるので出された通達である。翌安政八年代将軍徳川家定が没している。その二年後が庚申の年である。二年経っと記録されている。時代は幕末、安政五(一八五八)年七月に第十四

内海側の大分や宮崎では大地震による被害、また津波にでの被害が大なお、「天災等有之時節柄」とあるのは安政元年に九州、特に瀬戸

上京しがたい理由は天災だけではない。西蓮寺(福岡県筑紫野市)同刊行会・2002)。それらのことを指していると思われる。つなどの異常気象による被害があった(立石巌『福岡県近世災異誌』・きかったようだ。また筑前においては安政二年、四年の大洪水、干ば

天保七年酉の年の事也 (註:酉は天保八年である)

の記録にはつぎのような記述がある。

有之候間被仰出候、恐惶謹言候、然者就公儀御代替如先格御末寺誓詞被仰付候条、各御上京可候、然者就公儀御代替如先格御末寺誓詞被仰付候条、各御上京可一筆致啓達候、先以御門跡様益御機嫌能被為□□候間可為御大慶

四月廿一日 富頓

富嶋頼母

鲁日三长<u>万</u>霍二4

嶋田左兵衛権大尉

下間少進法眼

ハ、来ル十一月迄ニ御上京ニ而可被相調候、且又得度御剃刀等不猶誓詞格別之事ニ候条、早々上京可有之候、若病気故障有之候へ

以上

相済小寺可有之ハ御上京の節可被相願候

た後半には経済的な理由で「得度・御剃刀」など済ましていない小規などで遅れる場合は十一月までには上京するように記されている。まを譲っている。この文書には「早々上京可有之候」としながらも病気天保八年(一八三七)四月に第十一代将軍徳川家斉が二男に将軍職

さらに実際に上京したことについての記録もある。栄法寺(福岡県する費用を工面することが難しい寺院もあったことが考えられる。模な寺は誓詞血判に上京した折に願い出るように伝えているが、上京

筑紫野市)の記録には、

(宝暦十一年・一七六一)

とある。

様同時の御法縁」もあり、このとき京都に集まった僧侶はおよそ十一窓室暦十一年は親鸞聖人の五百回忌が予定されていた。遠国である筑部からは五百回忌にあわせて上京し誓詞血判を済ませようという動きが多かったのではなかろうか。栄法寺住職は三月四日に出立し、瀬戸がをかったのではなかろうか。栄法寺住職は三月四日に出立し、瀬戸が多かったのではなかろうか。栄法寺住職は三月四日に出立し、瀬戸のを舟で移動し、四月十九日兵庫に到着。その後京都へ上り本山に参詣し、もちろん誓詞血判も済ませ、五月五日に帰郷している。「禁裏証を は、もちろん誓詞血判も済ませ、五月五日に帰郷している。「禁裏を は、もちろん誓詞血判も済ませ、五月五日に帰郷している。「禁裏を は、もちろん にいる。「禁裏を は、もちろん にいる。「禁裏を は、もちろん にいる。「禁裏を は、もちろん にいる。「禁裏を は、またしい。」といる。「禁事を は、また にいま にいる。」といる。「禁事を は、また にいる。」という。「禁事を は、また にいる。」といる。「禁事を は、また にいる。」といる。「禁事を はいる。」といる。「対した」といる。「はいる」といる。「はいる」という。「はいる」といる。「はいる」といる。「はいる」といる。「はいる」といる。「対しまた」といる。「はいる」といる。「対しまいる」といる。「対しまいる」といる。「はいる」といる。」といる。「はいる」といる。」といる。「はいる」といる。」といる。「はいる」といる。」といる。「はいる」といる。」といる。「はいる」といる。」といる。「はいる」といる。」といる。「はいる」といる。」といる。「はいる」といる。」といる。これはいる。」といる。これは

## 五、寺院法規の整備について

用する。 教団の組織と制度』(千葉乗隆・同朋舎・昭和五十三年)の記述を引 ,が、内容から本山から通達されたものと考えられる。以下、『真宗 この御触写しには「七月」とあるのみで、年号や差出人の記載がな

ど本山許可物について調査員を巡回させることを通告している。 を守ること等の四カ条の心得を申し触れ、また仏室・内陣金張付 きこと、法談のとき行儀を正しくすること、讃題には他宗門 さらに延享三年(一七四六)正月、末寺に対し、本山の掟を守るべ 出仏壇・金襴表具・喚鐘・撞鐘・御伝鈔・御剃刀並自剃刀・自影な の著述を引用しないこと、修学三年を経ないものは法談停止、倹約 祖師

読みやすくするために読点・並列点を付した。

踊り字は「々」「~」で表した。

一、見欠は文字の左に「ゝ」を付した。

墨消は■で表した。

校訂者の加えた文字は()で表した。

挿入された文字は [ ]で表した。

#### 結縁証拠

穂波郡八木山村次助詮議筋有之、橋口籠舎申付有之候所、去申六月 篭屋ニて致病死候ニ付、仮埋ニ相成居候、右承知候条、可有結縁候

以上

櫛田甚内判

〈割印〉 寛政元年三月廿三日

飯塚宿

明正寺

## 結縁証拠之事

穗波郡八木山村次助去六月十四日相果申侯、此者御詮議之筋有之、 橋口籠舎被仰付置候所、同所ニて相果仮埋ニ相成居候所、 二見届拙僧結緣仕候所、 御郡奉行より結縁相仕廻可申段、 相違無御座候、為後日沙汰証拠如件 御差図有之候間、

凡例

一、改行は原則として追い込みとし、割注は〈 〉で表した。

、改丁は 」をもって示し、丁数・表裏は ( )で表した。

【明正寺史料翻刻】

(解説

鷺山

郡所

寺号・地名の表記は旧字のままとした。

、旧字・異体字は常用漢字に、変体仮名は平仮名に改めた。但し、

寺号

法名

寛政元年三月廿四日

宗旨奉行衆両人へ当(51ウ)」

結縁証拠 本書過去帳に記入

一穂波郡忠隈村了作と申者、致水論飯塚宿伊作と申者鍬にて致打擲候

処相果候趣承届候条、可有結縁、以上

宮川孫左衛門 在判

割判

天明五年六月廿日

飯塚宿

明正寺 (52オ)」

天明六年九月御触状写

別紙御書付御月番太郎兵衛殿御渡可相達旨被得其意、組・支配ニも可

相達候、尤銘々名之下判形可有之候、以上

熊沢庄右衛門

宮内十郎右衛門

関糺

八月廿二日

大目附え

之儀ハ、追て可相達事従公儀被仰出候御書付之写相達、御国中不残様可被相触候、

右上納方

大目附え (52ウ)」、

近年金銀融通不宜諸家指支有之趣相聞候間、此度金銀融通之ため、左

之通出金銀被仰付候

諸国寺社

山伏

其末々之趣ニ随ひ、上之分壱ヶ所ニて金拾五両の定メ、其已下は相応宮門跡方・尼御所ハ相除、其余は本寺・本山并重立候社家ニて取調、

之出金銀高本寺・本山并重立候社家ニて相極メ、末寺・触下・支配等

え可申渡候(53オ)」

諸国

御料

私領

百性

一持高百石ニ付銀廿五匁宛り、但於大坂表此度御用金指出候者ハ相除

候積

右同断

町人 (53ウ)」

金銀被仰付候、従公儀御銀被差加、一固ニ大坂表於会所利足七朱之積ハ相除候積、右は当午ノ年より来ル戌迄五ヶ年之間、年々前書之通出間口一間ニ付地主より銀三匁当宛り、但於大坂表此度御用金指出候者

を以返済之積、勿論右出金銀致候者共え御戻被下、利足ハ七朱之内 法之通取計、 并領方之内相応之村高証文ニ書入、万一相滞候節は、米切手ハ彼地定 を以、諸家御貸付致シ、返済〇〔引当〕之儀ハ、大坂表通用之米切手 切手米為相渡村高最寄(54オ)」御代官ハ預り其物成り

組并同所上田組二ヶ所之内早々相納メ、大坂最寄ハ彼地ニて三井組高 第、 私領ハ領主地頭へ指出、夫より江戸最寄ハ江戸駿河町為替御用達三井 正月中之積相心得、出金銀之分御料は其所之奉行、御代官并御預り所、 取極メ申渡候上、日数廿日之内、百性・町人ハ前書ニ申渡候趣相達次 銀納方之儀、諸国共ニ寺社・山伏ハ銘々之出金銀高、本寺・本山ニて 是又日数廿日之内出金銀可致候、来ル(54ウ)」未之年より年々

致候者共へ可被下候間心得違無之、前書之通出金銀可致候、尤右出金 会所諸入用之分引之、其余之利足右元金銀御戻被下候節、是又出金銀

麗橋三丁目上田組は上中嶋町右二ヶ所之内ニ可相納候

右之通万石已上、以下共に領分知行在方町方不残様可申渡旨可被相達

六月

(55才)」

右御触之趣、其触下寺院へも早々可被相達候、 以上

九月十日 三好甚左衛門

斎藤杢

○右御触之趣ハ、 守殿御仰付ニ成候て、 田沼大和守殿私之意趣と相聞へ申候、依て松平越中 早速相止メニ成申候、 以上 (55ウ)」

札之事

就 御本寺被仰付、 御当家御代々御厚恩不浅被 御尤至極奉存候、 其趣門徒中迄堅相守候様二可申付 思召候、御公儀軽存間敷旨今度従

一対 魂之仁一味仕間敷候、 御公儀不儀輩御座候間、 其 旨 如何様ニ願○ 趣有之侭 御本山え言上可仕事 〔申〕候共、 雖為門徒入

(56

事

惣て御本寺之御下知、

法義堅相守、

寺役無懈怠門葉勧化之儀疎略仕

オ

右之条目於違犯は、 間敷事 急洩 如来之本願、 別て蒙 祖師之冥罰、 永可堕

地獄也、仍て誓詞如件

国郡所

寺号

法名〇 〔書判事〕 血判

年号月日

御家〇〔老〕衆へ当(56ウ)」

筆令啓達候、先以 御上京可有之旨被 大慶候、然は就 公儀御代替如先格、 両御門跡様倍御機嫌能被為 仰出如斯御座候、 御末寺誓詞被 恐々謹 御座候間、 仰付候条、 可為御

御家老連判

二月三日

天明六年也 (57オ)」

五.四

覚

天明八年正月晦日出火二付、 御本山前側御類焼ニにて助成甚指上候控

金子壱両 明正寺 銀拾匁 教傳寺

長明寺

安楽寺

了専寺

明圓寺

一金百疋

西光寺

同断 同五匁 同断

銀三両 同断

福専寺

同断 正圓寺

同四匁三分

同壱匁五分 無極寺

(57ウ)」

西運 光妙寺

法如上人御直命〔口達〕写

御法義追々御繁昌被為有

御文章改悔文を亀鑑として随分門徒共ニ無油断厚可致教 (58オ)」 被為聞召、 御満足思召候、雖然端々ニは安心之趣心得違之筋も間々有之候様ニ 御老年之事故、 別て御心労之 思召候間、 安心之一途は

申三月十二日

化候事

右誓判御用ニ罷登候節、坊官より以右書付御申聞有之候

天明八申六月十日 明正寺 (58ウ)」

指出一札之事

此度人形付を以御詮議被仰付候人柄拙寺内え入込居不申候、若○

隠置後日露顕仕ハ、〇 [急度] 曲事可被仰付、 仍て一札如件

> 月日 寺号印形

三ヶ寺当

○右文言中ニ前々ハ註進可仕候由書入申事ニ候へ共、被仰付有之候 ハ、無事書可申事、 左無之候ハ、、傍分より註進可仕之文言ハ致遠

慮可然候、仍て右之文言ニ相認書上候、以上(59オ)」

寛政元年酉夏、 従 本山表御触渡有之候、 書付左之通

十一月廿三日

寺社御奉行松平右京亮殿、臨時御内寄合於御席二板倉左近将監殿、 築

地御坊輪番え御渡被成候御書付之写左之通

て可有之候、已来無油断心を付、宗旨得達し、僧侶を相すゝませ、 作法も可有之処、畢竟本寺又ハ役寺・触頭等しめし方等閑成故之義ニ ハ稀にて、不律不如法之沙汰のみ間々相聞へ候、都て諸宗之僧徒夫々 近来諸寺院之僧侶一体風俗不宣候哉(59ウ)」、道徳殊勝之聞へ有之輩 聊

重二其沙汰可有之■事ニ候、 オ)」有之ハ勿論之義、或ハ利欲等ニ耽り、 可申候、尤本寺・役寺・触頭等之内ニも、万一不律不如法之聞え(60 も不如法成ものハ、夫々科メ等も有之、配下之示教行届候様専一為致 一体其器ニ不当輩ハ、縦令大地本山之寺院たりといふ共、 右之趣御沙汰ニ候間、 寺務之実意疎成歟、 得と申談、夫々行 聊無用捨厳

十一月

届不取〆りニ無之様可被致候

五. 五.

奥書有之御渡被成候写(60ウ)」 但シ御当地西御奉行所よりも酉二月廿三日、 右之御書付ニ左之■御 (\*\*)

改、 如法之儀有之ニおいてハ、寺格之無容赦、 欲之意を不失様、急度可相慎義専要之事ニ候、 銘々宗門之規則不相乱、 右御書付江戸表より到来ニ付相達候間、 (61才)」一宗之瑕瑾、 享保七寅年七月、被仰出候御条目ハ勿論、 外飾を棄、学業を励し、 後々迄可恥之至二候条銘々相励、 遂吟味可加刑律侯て然ル時 自省候て聊之義をも速ニ相 右等之趣令忘却聊も不 追々触置候趣堅相守 名利ニ随ひ、 本寺・役 清白無

平

和

泉守殿依御差図申渡候

寺等より厳重ニ相糺、末々迄しめし方不相洩行届之様可致候、

酉二月 (61ウ)」

寛政元年八月八日御巡検使御止宿次第

正史 小笠原主膳殿 〈同家来上下四拾人也/頭薩州ニて卒去〉当寺

え御宿

副使 土屋忠次郎殿 〈道勢 人/薩州卒去〉 古川え御宿 〈下宿/帯

屋

御目附竹田吉十郎殿 中茶屋え御止宿

右主膳殿家来衆御用人 〈三人〉御給人近衆〆六人

右九人ハ座敷弐夕間ニ被居候、 以下三拾人余ハ御堂へ屏風ニて間取被

泊候

之上へ共被置候様子ニ相聞へ申候、 主膳殿遺髪入リト見へ■て、◎ 具息櫃一荷 其外ハ何之道具も主膳殿道具らし (62才)」参候、 是ハ座敷床

> 参候、 ないハ市中町人うけかたニて参申候、 たはこぼん、あんどん、手燭、茶わん等一切福岡より参申候、 役ハ醤油屋勘右衛門、帯屋伝右衛門、いつも村庄屋、 きものハ無之候、依て鑓なども参り不申、亭主役ハ中茶屋小四郎、 其外万端ハ向町御茶屋が、り之銘々皆々相つめ申候、 御倹約二付一汁一菜之被仰付二 口之春村庄屋被 御まか 御茶 助

八日御着座献立

て堅相守候、

御酒ハ御停止

(62ウ)」

丸麩

根いも

此段松

平 山いも

御汁 灯とうふ

冬瓜

御香物 御飯

御 夜永

濃醤油 角豆腐 清汁 然松露

華麩 御汁 短冊牛蒡

平

木くらけ

香物

御 飯 (63才)」

みやうのせん

九日御発駕

煮込豆腐

御平 せんしやうか 御汁 三木大根

花かつを

おろし

香物 御飯

X

ばいらしく致呉候様御頼候、膾ニ(63ウ)」料理このみハ不致由ニて、 べられ不申由ニて、 て料理方へ小四郎よりかけ合イ、翌朝ハ当寺ニて煮立あた、かに仕出 何品ニても手かろくしてあた、かにあちらしく煮立出候様ニ頼合、依 右一切木月屋より仕出シ申候ニ付、殊外不塩梅ニて一向ひへほつれた 殊外客衆不機嫌ニて、停主召出シ急度翌朝ハあん

し候へハ、殊外悦被申候、酒ハ一向出不申候

国方御役人より御咎メ可蒙候、右之趣役人衆へ申出候へハ、早速上○ 江戸辺より先々まで引付られ、諸方諸国迄ニはぢさらし候よりも、御 被仰付候共、夫ハ国方御役人より被仰付候、御とかめニて御座候へハ、 より仕出可申候、尚又御法度之酒出シ申候事 (64オ)」後日御とがめ 右之趣国方御付役人衆へ申達シ、御上より御酒■不被下候ハ、、銘々 機嫌ニて停主助役用達人○〔等〕仕損シ仕来致可申様子ニ相見へ申故 中茶屋抔ハ御かち目附衆へ訴へ候て、所詮酒出シ不申候てハ殊外之不

四帖畳より内ハー向立切リ寺内受用申候、 以上

「当寺ハ座敷ふた間并十二帖八畳台所場、

右之通あけわ○〔た〕

し申

役人へ申達候て、内々ニて酒出シ取揃申候由伝聞候

(64ウ)」

筆以啓達候、 然は

大御門跡様当秋已来御違例ニ被成

七日比と被仰出候間各上京可有之候、尤門徒中えも可被申達候、恐々 御座候処、 御養生無御叶、 昨廿四日御遷化被成候、 御葬式十一月十

> 謹言 (65オ)」

十月廿五日

嶋田大和守

七里内膳

嶋田讃岐守

下間大弐法橋 下間兵部卿法眼

筑前国

惣末寺衆中

○右御触之趣十一月十三日役寺へ被仰届候間(65ウ)、」十三日より聞 御忌既二極月十三日迄二被為終候事故、 二て五十日之忌終申候、然ニ年始未夕聞忌中ニ御座候得共、 迄ニて、五十日御慎之由ニ御座候得共、 忌五十日相慎候様三ヶ寺より申付有候、尤御上御正当ハ極月十三日 日迄ハ相慎申候、 子共の髪之かさり等ハ遠慮申付候、 を以精進と定る徳経説ニ順シ、随分剃髪申候(66オ)」、尤寺内坊守・ り祝儀二出申事ハ忌過候て罷出申候、 之ことく執行申候、尚又年頭礼受候事ハ如例年受申候得共、此方よ 為後年心得取記申事如右候、 尚又音曲・肉食等ハ、 尚又髪剃之儀ハ、僧分ハ剃髪 遠国ハ聞忌故翌正月三日迄 年始仏前御かさり等ハ例年 以上 右正月三 御上之

右ハ寛政元年霜月

法如上人御遷化之砌之事ニ候

原より京都之間之空地へ六十間ニ百間のかりもがり結イ、 御葬式ハ霜月十七日朝六時より御ねり出シ、 油小路より七条通内嶋 西結ニ 兀

御執行被成候、 翌十八日より極月三日ニ至迄二七日之間、 条様御かり屋、 間四方之眼前堂御出来、 新門様ノ御かり屋、 声明なとも御勤無之、 依て報恩講之勤行ハ例より至て軽く御勤行被成候 次ニ両門跡御灯替ノ御かり屋かゝり候由 次二御連子御かり屋、 初夜御法談も無之候由ニ候、 御棺御入北之方へ姫様方御かり屋、 於衆会所、厳重之御法事 南ノ方へハ九条様・二 御忌ミハ五 (66ウ)」 次二

欠落者宗旨方より旦那指除書物申来節指出候書物案文

十日之間令相聞へ申候(67オ)」

仕上書物之事

何ノ何某殿御組郷夫何某、 之者拙寺旦那二御座候、 自今以後旦那指除ヶ可申旨被仰渡奉得其意 何ノ何月何日出奔仕行方相知不申候、 右

為後日書物如件

寺号判

法名判

年号月日

宗旨奉行両人宛(67ウ)」

○寛政二年寺院人別帳大公儀へ指上ル

筑前国本願寺

筑前国

净土真宗本願寺末寺

○中本寺アルハ所トコロ書寺号ノ下ニ末ト認ル

生国 認ム、 何 /他国より住スルハ何国ト国名ヲ認ム〉 〈其寺出生ノ住持ハ/同寺ト認ム、他ヨリ住スル 何寺住持某 ハ同国ト (国郡村

□□□書ニス〕〈酉何十何歳

〈住持こ同ケレハ其寺出生ナレハ同断ト認ムル、住持ハ他ヨリ来リ、 隠居ハ他ヨリ来レハ、生国・同国トカク、 隠居ハ其寺出生ナレハ、生国同寺ト認ム、 住持ハ其寺出生ニシテ、 他国ヨリ住シハ国名ヲ書

同寺隠居某、 〈酉ニ何十何歳

隠居ニ渡シテ同シ 同寺新発意某 〈如前〉 (68才)」

生国何国 〈何国何郡何村何寺、弟子ハスヘテ国号ヲ出ス〉 何寺弟子

某 〈如前

〈次上ノ弟子ニ同シケレハ同断トカキ、 生国異レハ生国何国ト -国号

メ何人

ヲ書ク〉

何寺弟子某

(如前)

右之通相違無御座候、 以上

寛政二寅戌年八月 !国何郡村

何寺判

「右之帳面ハ美濃紙ニテウハカキハ僧分人別帳何寺(68ウ)」、「デンドワーシスールロルト、ヒホ

寛政三辛亥二月秋月宗旨役所より改触写

筆中触候、然は御領分町在之者、縁家え入込其家之人別ニ相成候者、 入込候家之宗旨二相成候様、 別紙二通之通町在え此節相触候、 右之

趣委曲御承知已来混雑無之様御心得可有之候 以上

Ì

役所

亥二月四日

嘉麻

御領分中え旦家有之寺々(69オ)」

態申触候

然所近年猥ニ相成、他家ニ入込候者やはり実家へ之旦那ニ付不致改候ハ、、其家之旦那寺え付申筈ニ候、此段前々より之御法相立居候、御領分町在之者養子縁付都て縁家へ入込、其所之(衍)人別ニ相成

宗切之仕立二被仰出、其砌よりハ就中入込候家々宗旨ニ可相成儀ニ寺、其侭ニ罷在候もの段々有之候、十四、五年已来ハ宗旨帳面も一

より之通申付候条、当春宗旨御改より右体之者其家之宗旨ニ致改候処相改候之儀無之、彼是不行届事ニ候、依之以(69ウ)」別紙前々

寺、右之帳面可差出候

右之趣触下村々へ具ニ可相達候、

以上

宗旨方 役所

一月四日

五組大庄屋中

追加

御領分へ旦那有之寺々へ御本行之趣、尤此方より相触候、為心得此

段も相達置候、

以上 (70オ)」

覚

度可致改宗候事、附り本行之外訳有之縁類等之家内ニ入込、其所之一養子縁付候入夫ハ都て縁家致相続候事故不及申、其家之旦那寺へ急

之、其家之宗旨ニ難相成者ハ品ニより不及改寺候、其趣具ニ可申出人別え相成候者、是又其家之旦那寺ニ附可申候、夫共格段之次第有

候、遂差図可遣候

いたし申間敷候、是迄他寺ニ付居候分ハ、当春より引戻シ、其家之一出生之男女、勿論其家之旦那寺ニ付(70ウ)」可申候、他寺ニ改寺

旦那寺二可致改寺候事

右之通申付候条、当春宗旨御改より被成此段訖度相守可申候、以上

宗旨方役所

寛政三亥二月

五組大庄屋中

村々庄屋中(71オ)」

筆致啓達候、然は町在之者縁付改寺之儀ニ付、別紙一封之通指出申

御順達可被成候、此段為可得御心慮、如此御坐候、以上

御領分嘉磨中え旦家有之寺々へ被指廻、留りより被指返候様

鵜沼伝兵衛

二月四日

西郷

善照寺(71ウ)」

寛政六寅正月 村々庄屋中へ御触写

毎春宗旨御改帳面仕立候前方、人別旦那寺之証文、其村々へ庄屋手 不申、 之証文、二月上旬ニ村々庄屋手元え取揃 二付改て申達ニ不及、併間ニは御定法不心得候哉、毎春寺証文被揃 元え取揃、 帳面等仕立候村柄有之歟相聞候間、 其上二て宗旨帳面仕立候儀ハ、年々申渡候御儀定前之儀 堅御定法之通帳面仕立可 当春御改前方人別旦那寺

右寺証文取渡候二付、 ハ、間違有之間敷儀ニ候、依之当春より庄屋中へ御定目之通、 之次第二候、 シ、或ハ旦那寺ニ不相分人柄を帳面ニ書載、寺々判形指閊多、 人別旦那寺之証文堅庄屋手元え取揃帳面仕立可申事 御定法之通毎春旦那寺之証文庄屋見届候上帳面相調候 寺替仕候者を已前之旦那 (72オ)」寺ニ書出 無怠 不埒

申事

右御定法之通、寺証文請取二不罷越、 ウ)」之、寺々より申出於有之は、村役之者可為越度候事 旦那寺より申出有之様ニ寺々え相触置候条、万一緩せの村柄も有(72 旦那も自然有之候ハ々、 其者

旦那寺不分之人柄を帳面ニ可書載様無之寺々をも遂詮議候所、 弁仕、 那之人体をも不見届、重き宗門之受合難仕段申出候寺々有之、御改 手元へ急度取揃、 之御趣意難相立恐入たる次第二候、此旨大庄屋中 相究候ても、改て寺証文取ニも不罷越、自分旦那寺疎遠ニ相成、 何寺之旦那ニ無紛者ニハ候得共、寺証文取参不申、 重畳遂才判、 帳面仕立候儀違背不仕候様ニ村々へ堅可申渡事 当春御改より御儀定之通、 人別寺証文庄屋中之 (73オ)」得と勘 無住寺抔ニ住持 根元 日

立花市右衛門

寅正月

村々

庄屋中

右ハ庄屋元より心得之為メ相見せ候間写置候 (73ウ)

〈(朱書) 即同文言ニて秋月宗旨奉行谷三郎大夫殿より寛政七年二月

二触状申来候)

筆申触候、諸宗寺院在町之旦那ハ、 候、 下寺院えも心得有之候様ニ御達可有之候、已上 共役所え書付を以可被申出候、 も緩せ二致候ハ、、 **倏ハ、、其村町之庄屋・年寄方え其旦那寺より可相届候、其上ニて** 春より人別旦那寺之証文村役・町役之者共手元へ堅取揃候様ニ申渡 間ニハ心得違之村町も有之、旦那寺之証文取揃不申帳面仕立候ニ 庄屋年寄共手元へ取揃、 寺院其心得有之、自然等閑ニ相心得、寺証文取不申旦那も有之 判形之節ニ至て旦那之間違も有之、御定法怠と相聞へ候条、 触頭寺え申出有之、各より被遂詮議候上、 其上ニて宗旨帳面仕立候御儀定前ニ候処 右之趣在町旦那有之(74オ)」 毎春人別■寺証文、二月上旬ニ 一御触 拙者 当

岸本五郎兵衛

立花市右衛門

正月廿五日

諸宗寺院

岸本五郎兵衛

## 触頭中へ当ル

# 〇右ハ寛政六寅二月、触頭年番徳栄寺より申触ニ候 (74ウ)」

## 拾子入判書物案文

仕上ル書物之事

男壱人 何申拾子 名

後宗旨不審之沙汰於有之は、何時も拙僧申分可仕候、為後日(75才)」被仰渡奉得其意候、彼者宗門之儀重畳吟味仕疑敷儀無御座候、若此已仕置候処、同人拾取養育之儀御願申上候処願之通被仰付、拙寺旦那ニ右は去何月何日之夜、何郡何村何と申者門口え其砌出生と相見へ捨子

#### 所ヲ

書物如件

寺号

#### 法名

年号月日

宗旨奉行両人へ当ル

印形指上、其上ニて前判之所相仕廻申事ニ候(75ウ)」右之類、○〔初て〕入判之者ハ惣て前判控へ置、奉行衆之前ニて書物

### 八別証拠之事

〈其村/当宿〉何某組合 何某 同人女房 同人子 何某 同何か

メ家内四人拙寺旦那ニ紛無之 仍て如件

#### 飯塚宿

#### 明正寺

## 寅正月 何村庄や何かし殿

後日申分之致証拠ト申事ニ候(77オ)」 を日申分之致証拠ト申事ニ候(77オ)」 を日申分之致証拠ト申事ニ候(77オ)」 を日申分之致証拠ト申事ニ候(77オ)」 後日申分之致証拠ト申事ニ候(77オ)」 後日申分之致証拠ト申事ニ候(77オ)」 を日申分之致証拠ト申事ニ候(77オ)」

## 結縁証拠之事

拠、結縁仕候所相違無御座候、為後日証拠如件 廿四日結縁仕候様郡奉行衆より差図有之候ニ付、死骸慥ニ見届証所天明八年六月十四日病死仕候、死骸仮埋相成候処、寛政元年三月一穂波郡八木山村 孫次弟 次助 科有之、篭舎被仰付置候処、於同

## 寛政元年三月廿四日

#### 寺号判

#### 法名判

## 宗旨奉行へ当ル

右之結縁証文二通御取ニテ有之候(77ウ)」、右宗旨方より案文参ル趣也、前一年血判未進之者ニテ有之候ニ付、

抭
江
筧

何郡何村何某と申者、何郡何村抱丁場古穴ニ落込果居申候、御詮儀 之上、右死骸慥二見届結縁仕候様被仰付候、 当酉何月何日死骸慥二

見届、以下如常

右之通ニ結縁証文相認上候様、宗旨附衆より按文出申候、以上(78

之上可致法談事

右之趣相互遂吟味、先年より被仰出候 (80才)」御条目堅相守違背

有之間敷旨、 被仰出候也

覚

判鏡之節未進ニ致候ハ、、役寺迄隣寺を以病気届可致事

御改奥判之節、 病気未進ニ候ハ、、是又隣寺より口上願書指出可申

(78ウ)」

御本山御掟之御條目前々より被相触候処、近年相背族も有之様相聞

不届之至、於以後は急度相慎可申旨、 被仰出候

法席之行儀不正勧化之趣、御安心之実儀を失ひ、 或ハ戯論・雑談を

如遊興一座之笑ヲ催し、自他ヲ誤り(79オ)」名利に財施を貪

事欲ヶ敷候、已後ハ急度可相慎事

法談讃題之儀ハ、三部経・七祖之解釈・正信偈・御和讃・御文章に

て不足有間敷所、他門列祖之選述なと不慥書物取扱事、

疎故申法義正絡に相改リ候様可致事

伴僧等猥ニ法談仕事不届に候、従古来御定之通り御本山ニテ致修

幼年の新発意、愛心におほれ、宗 (79ウ)」意も不弁致法談、又は

学、三年之結夏相勤不申内ハ法談令停止候、在京之内福地たりとも

倹約を守り、貧地之面々ハ猶以致心紡可相務、 御本山御作法迄熟得

> 七月 下間少進法印

下間宮内卿法眼

下間兵部卿法橋

上田主殿

覚

一仏宝 《此分ハ考合書入ル》

一御礼銀ハ九百三拾六匁三分 (80ウ)」

内陣金張附 「金六両三歩

銀弐百六匁

出仏壇

「金弐拾九両壱歩

銀壱貫弐百拾弐匁九分

御厨子 銀四百八拾七匁八分

金襴表具 右ニ出

且ハ宗意に

喚鐘 弐百廿壱匁三歩五厘

撞鐘 金弐両弐歩

銀三百八拾九匁弐分五厘

御和賛 御伝抄 「銀五匁八分

## 一御剃刀并自剃刀

## 一自影(81オ)」

相聞え沙汰之限ニ候、依之近年之内右等之儀為御改巡国巡村可被仰右之通御礼銀御定法有之被成御免候処、我侭ニ安置之寺庵有之段粗

付候て、兼て可心得其意候也

下間少進法印

下間宮内卿法眼

下間兵部卿法橋

上田主殿

## 七月 (81ウ)」

#### 末山添簡控

委曲之儀は一申含候、以上 卒願之通り首尾能相叶候様ニ御世話奉頼候、委細 等御願申上度罷登候間、 拙寺下同国何郡何村何寺、此度或ハ木仏・寺号・祖師御代・国絹袈裟 改春之嘉慶不可有尽期候、 有可奉存候、此段貴様御取成ニて同寺願之通り相叶候様重畳奉頼候 候思召ニて御拝借被仰付、 儀二御座候間、 大慶ニ奉存候、随て貴家弥御安全ニ御□可被成と奉珍重候、 若不足仕候ハ、、貴様御取成ニて拝借被仰付候て、何 御家老中え添簡指登申候、 何卒御免被仰付被下候ハ、門徒中何寺始難 先以 両御門跡様益御機嫌克可被為成御 (83才)」取立被下 余分之御礼銀入申 然は

#### 月日

尚々御表具之儀は貴様方より御調(83ウ)」被遣可申候、此旨同寺

## えも申含置申候、以上

#### 二随

上儀御座候之条、拙寺より添簡無之候ては御引受被下間敷候、此儀拙寺下同国何村御本山え何願ニ今明年之内罷登、御直参之様偽可申

奉頼候、以上(84オ)」

## 上田与左衛門へ遣状

## 文言平生所談

謹言(84ウ)」 免被仰付候様ニ幾重にも奉頼候、委細之儀は同寺より可申出候、恐々免被仰付候様ニ幾重にも奉頼候、委細之儀は同寺より可申出候、恐々告川氏へも頼遣候得共宜御相談被下、御本山表乍御世話何寺願之儀御

候、御披露奉頼候、恐惶謹言
此(85オ)」段宜様二被仰上可被申候、仍て寸志御香儀壱封指上申二付罷登出勤仕筈二御座候得共、何頃より不快二付ー奉背本意候、奉珍重候、然はいつ何日より何様何十何回御忌御法事御執行被遊候奉沙重候、先以両御門跡様―、随て各様御安全二御勤可被成候、一書啓上仕候、先以両御門跡様―、随て各様御安全二御勤可被成候、

#### 明正寺

#### 月日

下間大進法印様

下間宰相法眼様

下間少進法橋様(85ウ)」

嶋田讃岐守様

証拠事

穂波郡太郎丸村教伝寺後住天極、 今度後見判形相願申候間、 同寺願

之通被仰付可被下候(86才)」、

明正寺

判

年号

月

年番ニ当

万行寺 (86ウ)」

末寺世代

早良郡内野村西光寺

開基天海 二世覺玄 三世浄玄 四世了雲 五世観了

六世圓嶺 七世義伯 八世圓嶺(87オ)」

覚

紺屋町菊田養元西脇間口八尺通リ河ニ至迄、当寺井路ニ往古より相

極居申候、 勿論年貢地ニて年々当寺より上納致来申候、 為後日相記

置事如件

寛政三年七月日

明正寺

大忍 (87ウ)」

早良郡〔怡土郡〕井田村 〈明法寺下〉教法寺

開基玄意 二世玄察 三世清雲 四世峯月

オ

早良郡脇山邑万徳寺

開基 (高田平左衛門/入道) 二世宗雪

五世了正 六世浄玄 七世空生 八世諦音 三世了雪

九世定 四世宗

林 十世桃林 補

早良郡内野村西光寺 〈(朱) 上出〉(88ウ)」

早良郡田村西念寺

早良郡シカムラ明法寺

早良郡重冨村浄覺寺(89才)」

早良郡石釜村〈西念寺下〉光明寺

六世智光 (89ウ)」

開基休圓

二世明順

三世朋春

四世含周

五世圓諦

早良郡石釜村〈浄覺寺下〉明光寺

〈本山法名本○公邉既開寺

世萬林 二世休意 三世休岸 四世休信 五世即應 六

世教戒 七世智鳳(90オ)」

怡土郡飯場邑〈浄覺寺下〉眞教寺(90ウ)」

鞍手郡新北邑明福寺(91オ)」

鞍手郡脇野村眞光寺

鞍手郡本城村西樂寺(92才)\_ 同郡勝野村明樂寺(91ウ)」

嘉麻郡川嶋村正恩寺(92ウ)\_

穂波郡幸袋村無極寺

同郡小正村了専告

五世了源

(88

同郡
内野
村正
山圓寺
(93
オ

## 御本尊御礼銀定

一
弐
寸 五十御長 三拾匁

(百御身)

一三寸綾地 三拾弐匁六分

同惣金襴 三拾七匁四分

同瑠璃紺 三拾八匁九分

同赤地金蘭 四拾壱匁三分

(弐百御身)

四寸綾地 四拾壱匁壱分

同惣金襴 五拾壱匁三分

同瑠璃紺 五拾四匁九分

同赤地金襴 六拾弐匁三分

御文章御礼銀

法名壱人増

六匁五厘ツ、

一五帖壱部 百弐拾匁

御加壱帖 弐拾四匁

追切壱帖 右同断

一御和賛 弐拾匁

右定法如件、(93ウ)

等身御影

御影・官職御礼控

御絵料 三百九拾七匁五分

御表紙料 弐百八匁五分

中縁弐尺

惣縁五尺

金軸端込 七匁五分

〈二重箱/包絹〉 弐拾弐匁五分

祖師弐番形

御礼銀 〈金弐拾八両壱歩/銀四百六拾八匁八分五厘〉

御絵料 七拾弐匁八分

御表紙料 七拾匁壱分

中縁赤地 三拾壱匁

〈二重箱/包絹〉 拾弐匁六分

メ (94オ)」

同祖師弐番形

惣金御礼 百拾九匁七分

御表紙料 七拾匁壱分

中縁赤地 三拾七匁 弐尺

金軸端込 三匁三分 惣瑠璃

九拾六匁 八尺

〈二重箱/包絹〉拾三匁七分

同三番形

已上外ニ付届七拾匁

御礼合 〈金弐拾四両弐分/銀四百五拾三匁八分〉

六五

御絵料 四拾三匁壱分

御表紙料 五拾三匁六分

中縁赤地 弐拾七匁八分

メ (94ウ)

〈二重箱/包絹〉

拾匁四分

同四三番惣金御礼百拾九匁壱分

御表紙料 五拾三匁六分

中縁赤地 廿七匁八分 壱尺五寸

惣瑠璃 七拾四匁四分 六尺弐寸

金軸端込 三匁三分

〈二重箱/包絹〉拾匁八分

已上、外ニ付届七拾匁 (95オ)」

太子・高僧

御礼合 金五両壱歩/銀三百八拾七匁六分五厘

御絵料 百三拾七匁三分

御表紙料 八拾七匁五分

中赤地 四拾四匁四分

〈二重箱/包絹〉 拾四匁九分

外ニ付届 六拾五匁 (95ウ)」

同惣金御礼 八拾七匁四分

御表紙料 八拾七匁五分

中赤地 四拾四匁四分 弐尺四寸

惣瑠璃 百弐匁 八尺五寸

> 金軸端込 六匁

〈二重箱/包絹〉拾五匁六分

■■〔前住〕上人弐番形

御礼合 〈金壱両弐歩/銀三百廿六匁五厘〉

御絵料 五拾匁九分

御表紙料 四拾壱分

中赤地

拾八匁五分

〈二重箱/包絹〉 八匁三分

外ニ付届 六拾匁

同惣金御礼

六拾弐匁八分厘

御表紙料 四拾壱匁

惣瑠璃 中赤地 六拾匁 五尺 拾八匁五分

壱尺

金軸端込 三匁

〈二重箱/包絹〉 八匁六分

メ (96オ)」

一御代々 弐番形

御礼合 〈金壱両壱歩/銀弐百五拾五匁五分五厘

惣金御礼 五拾九匁九分

絵表等

海給料右同断

御表紙料等 前住様ニ同

## 余准上 (97オ)」

## 「〈願書印形入用〉

寛政三年亥五月奉願 明正寺

○法如上人 御礼銀控

一金三歩 四拾三匁五分替

銀百六拾五匁三分 御礼銀

一三拾三匁五分 金襴表具御礼銀

五拾八匁七分 御絵料

一弐百三拾三匁三分 御表紙料

極上ヒロキレ

一百拾三匁八分 御役人中□

メ 銀六百五拾目壱分

一弐匁

極印所口

前住上人三番形いかなる故歟御上納半□ニて被仰付候

依て弐百八[

] (96ウ)」

御絵料 五拾匁四匁七分

御表紙料 祖師同事

一御代々三番形

御絵料 四拾九匁七分

御表紙料 右同断

一如信様三番形

御表紙料 右同断 三拾四匁八分

一御絵伝

御礼〈金三拾四両壱歩/銀五百五拾九匁八分〉

御絵料 四百三拾壱匁三分

中縁本地 百壱匁八分

〈二重箱/包絹〉廿弐匁四分

X

一同惣金御礼 弐百四拾壱匁七分

御絵料 同上

御表紙料 百七拾匁

中赤地 百壱匁八分 五尺五寸

金軸端込 拾弐匁

惣瑠璃

百四拾四匁壱丈弐尺

二重箱包絹 弐拾三匁九分

×

一同紺青隈泥引御礼 銀三枚 (97ウ)」

御絵料〈上彩〉三百五拾匁増

同〈中〉 弐百五拾匁増

但一通之御絵料外右之通増

但絵表料等相替事無之候

半御礼之分ハ御礼上納半銀也、委如下

(三番形)

六七

言うした	一自影 〈御礼〉御代々	〈飛掾以下〉	中印金	表料 六拾匁三分	絵料 三拾七	〈内余〉	御礼銀 百八拾	一内陣余間衆袈裟(98ウ)」	中瑠璃	表料 六拾三	絵料 四拾三	御礼 〈金弐歩	一院家衆自影	一自影 御代々と同事	〈院内余間衆〉	惣金御礼 弐拾七	一御代々〈金弐歩	惣金御礼 三拾三	一前住上人 〈金三歩	惣金御礼 六拾弐	御開山様 〈金拾弐	
	御代々と同事			<b>全三分</b>	三拾七匁七分		百八拾匁弐分	<u></u>		六拾三匁三分	四拾三匁壱分	〈金弐歩/銀百三拾七匁五分〉				弐拾七匁六分	〈金弐歩/銀百三拾七匁五分〉	三拾三匁五分	〈金三歩/銀百六拾五匁三分〉	六拾弐匁四分五厘(98オ)」	〈金拾弐両壱歩/銀弐百弐拾八匁弐分五厘〉	
一記で	一内陣御礼	一一代余間御礼	一永代余間御礼	上寺一ヶ寺ニ		一飛檐御礼合	(二代)	上寺一ヶ寺ニ			一飛檐御礼合	〈永代〉	自剃刀御礼	合	一国絹袈裟御礼		七寸御本尊二		六寸御本尊ニ	一寺号御礼合	一木仏御礼合	
	金五百町	銀弐百五拾枚	銀五百枚	〈金六両/銀七匁弐分〉宛増(99ウ)」	銀三百五拾目匁八分〉	〈判金六枚/金拾八両		〈判金壱枚/銀拾四匁四分〉宛増	銀六百四拾弐匁八分	金三拾三両壱歩	判金拾弐枚		百八拾目程	〈金拾八両壱歩/銀四百弐拾壱匁五厘〉		銀弐百廿六匁壱分	金同事	銀弐百廿弐匁六分五厘	金前二同事	〈金五両弐歩/銀弐百拾壱匁八分五厘〉(99オ)」	〈金五両弐歩/銀弐百四拾壱匁五厘〉	

一得度 一自得度 〈廿四輩〉 (在家) (在家) 一家督御礼 一一代緞子袈裟 (飛檐) 法服七条御礼〈金壱歩/銀三百六匁九分五厘 木仏御礼 御剃刀御礼 袈裟御礼 (初中後) 隠居御礼 (院内余間衆) 御本寺袈裟 同 国緞子袈裟 同 一代青袈裟 (国袈裟) 〈金四両壱歩/銀七拾八匁八分六厘〉 〈金弐歩/銀百壱匁壱分五厘〉 (金拾弐両/銀弐百九拾五匁壱分) 〈金七両弐歩/銀四拾壱匁九分五厘 銀弐百四拾弐匁弐分 銀百五拾三匁弐分五厘 銀六拾四匁九分 外二付届銀弐百七拾余入 銀六拾四匁九分五厘 外ニ付届銀五百目余入ル 銀百九拾匁余 銀百八拾匁余(100オ)」 銀百八匁五分 自庵申替御礼 離末御礼 〈惣道場〉 〈余間兄弟/養子〉〈判金壱枚/金三両壱歩/銀百拾五匁六分五厘〉 〈飛檐より/余間え養子〉〈判金拾四枚/金三両壱歩/銀百拾五匁 〈三ノ間廿四輩/同官養子〉 〈飛檐より/同官え養子〉 〈内陣衆より/余間衆え養子〉 〈同/伯父養子〉同断 〈余間甥/養子〉 〈同/弟養子〉 〈院家衆より/余間衆え養子〉〈金壱両/銀三拾六匁八分五厘 〈内陣衆より/院家衆え養子〉〈判金三拾枚/銀三百六拾三匁〉 〈内陣衆/兄弟養子〉御礼 (金拾両/銀拾弐匁) 銀五拾七匁三分 〈判金弐枚/金九両壱歩/銀六拾五匁壱分五厘〉 銀百七拾壱匁九分五厘 外二得度御礼 六分厘) 〈金九両/銀五拾六匁五厘〉 銀弐百五拾八匁 外点 〈金拾九両壱歩/銀三拾六匁五分五 外自得御礼 銀弐百五拾八匁 外二自得度御礼 厘 (100ウ)

御開山像 奥門様下ノ分増銀 (金八両/銀百五拾匁壱分) 已上

前住様 〈金弐両壱歩/銀九拾五匁九分五厘/惣金拾四匁壱分五 物金弐拾弐匁弐分五厘

厘

太子高僧 物金拾五匁九分 〈金弐両弐歩/銀九拾六匁壱分五厘

一御絵伝 一御代々 〈金拾弐両壱歩/銀弐百卅壱匁八分五厘/惣金五拾目〉 〈金壱両/銀六拾匁三分/惣金九匁八分〉(101オ)」

木仏 (金弐両/銀五拾八匁)

(金弐両/銀九拾五匁七分)

一寺号

国絹袈裟 (金四両壱歩/銀弐百拾匁余)

国絹并平僧自剃刀 銀四匁八匁五厘

〈内陣余間衆

一家督 銀弐拾六匁四分五厘

(同断)

一得度 銀七拾六匁壱分五厘

〈国ケサ〉

国緞子袈裟〈金壱両/銀四拾九匁五分五厘

一御本寺袈裟 銀弐拾四匁七分

〈ヒエン〉

一代純子袈裟 銀四拾五匁五厘

撞鐘 銀九拾三匁壱分

御染筆冥加(101ウ)」

一木仏寺号 寺号計二ても木仏計二ても同事也 〈金壱歩/銀三拾五匁五分〉

前住様 右同断

一御代々 (金壱歩/銀廿九匁八分)

院内余間衆は右之半減

太子高僧 〈金三歩/銀三拾九匁四分〉

御開山様 〈金壱両/銀七拾五匁九分五厘

一御開山様 (金三拾四両壱歩/銀四百六拾壱匁弐分) 五割増之分〈穢多寺/願事

物金百四拾四拾匁五分五厘

御染筆 金六両弐歩

太子高僧 〈金六両弐歩/銀四百六拾三匁七分五厘

「惣金百四匁七分

御染筆〈金壱両/銀四拾七匁〉(102オ)」

「惣金七拾六匁

前住様

金弐両弐歩/銀三百七拾匁五厘

御染筆 〈金三歩/銀三拾五匁三分五厘

以下略之

御免御□

⑦ 和 法名字 ⑦為意位因 ②白伯馬 ⑤尼忍入 ⑤豊保峯宝芳甫朴卜品 **②好綱叶康幸向構可海閑霞岸戒香格「行覚** ①琳林利了龍隆立里亮 国与養 夕達諦 罗恩応翁音 宗旨奉行 一西郷村 庄屋直三郎 一弥山 庄屋

徳平次

② 能 心蓮霊嶺少荘宗素尊像則 **②** 寬観句空願薫郭快歓 ⑦ 通 世也 ネ念然 **少見元玄源慶経桂月堅教** ラ楽 公夢 ウ有運雲 つ 普

**サ西山佐賛最察** ⑤悟高孝古骨 ⑤円延□恵栄永 ⑤貞哲 (102ウ)」□超■的 争□□久叶休欽行金吟謹汲 ②友祐幽由 ⑦安

③味眠 炤唱少

②慈勝清称正性省尚春俊常乗净信進心真秀周淳順實壽修受祥

四寸御裏ニ別ニ岳退賢則保智昌受立古室アリ

也仙專泉善全誓雪川是千

②瑞水

法名二又儀アリ(103オ)」

薬院かんりん町

木山源助

通り町

花英亦右衛門

五番町

木村喜平次

三間町

石松宅治

寺社奉行

通り町

森源太夫

御馬立

梶原重兵衛

郡奉行

栗生重右衛門(104才)」

鞍手組合

光福寺 真教寺 円徳寺 西法寺 明楽寺

正行寺

秋月宗旨奉行

北嶋百右衛門

福井圓作

宗旨役所か毎月定日

四日 九日 十四日 十九日 廿四日 廿九日 (103ウ)」

一三代村

庄屋清八

(以下紙欠失)

(修理銘

昭和三十九年五月

宗祖七百忌記念の為

開基以来の過去帳の表紙を新らしくつけ

表装替をなす、但古表紙を其侭にして

昭和三十九年六月

表紙書替 第十九世住職 杣山真淳代

表紙替 役僧 深町彰道

瀬戸区 青柳久吉 (新補裏表紙見返)」

完

である。 チアソシエイト)、八嶋義之 (福岡市博物館市史編さん室 樋口すみ(タクト職員)、髙松麻美(太宰府市文化ふれあい館学芸員 究員)、小林知美(本学准教授)、川尻洋平(本学人間文化研究所リサー に於いて取り組んだ。会員は、鷺山智英(本学人間文化研究所客員研 【附記】明正寺史料の解読・翻刻・整理作業は、本学真宗史料講読会 嘱託員)、

ことができた。ここに記して謝意を表します。 口が行い、八嶋の協力を得て完成させた。全体構成は小林が行った。 本報告は、解説を鷺山が、翻刻は鷺山の指導の下で小林・高松・樋 作品調査・研究にあたって、明正寺ご住職のご理解・ご協力を賜る

> (さぎやま ともひで:人間文化研究所 客員研究員)

(こばやし ともみ:本学アジア文化学科准教授)

(ひぐち すみ:タクト職員)

(たかまつ あさみ:太宰府市文化ふれあい館 学芸員

## 飯塚明正寺文書にみる真宗寺院の歴史(二) 附、明正寺史料翻刻(後編)

髙樋小鷺 松口林山 麻す知智 美み美英

人間文化研究 然紫女学園大学 第二十七号 二〇一六年 所年

報